

緊急事態宣言下における学校教育活動について
(令和3年8月25日現在)

令和3年8月20日、静岡県に緊急事態宣言が発令されました。

吉田町教育委員会としましては、コロナ禍にあっても感染症予防と学習機会の保障を両立させ、確かな学力と健全な心身を着実に育成するため、以下のように当面の教育活動を行います。

家庭におかれましても、不要不急の外出を控え、感染症予防に留意した生活を送られますよう御協力をお願いします。

1 夏休み明けの学校再開について

- ① 予定どおり8月24日(住吉小)、8月25日(中央小、自彊小、吉田中)から授業を開始します。
- ② 授業は、午前中4時間で実施します。
- ③ 給食は、感染防止に最大限配慮した上で、予定どおり8月25日(住吉小、中央小)、8月26日(自彊小、吉田中)から実施します。
- ④ 放課後児童クラブは、学校終了後、利用可能です。

2 8月30日(月)から9月10日(金)までの教育活動について

- ① 午前中4時間の授業を行います。
- ② 登校しての対面授業と家庭でのオンライン授業(学校の授業にMeetにより参加)のどちらかを選択することができます。
- ③ 登校した場合は、給食を食べて下校します。

3 学校生活における基本的な感染症対策について

「学校の新しい生活様式」を徹底します。

- ① 手洗いやうがいを積極的に行います。
- ② 登下校及び学校生活は、原則としてマスクを着用して活動しますが、熱中症等児童生徒の体調不良が懸念される場合は、距離をとるなどの対策により、児童生徒の判断でマスクを外します。
- ③ 給食は、配膳前の手洗いとマスク着用の徹底、配膳時の黙動、黙食を実践します。

4 部活動について

原則として実施しません。

5 児童生徒又は家族に風邪症状があった場合の対応について

- ① 児童生徒に発熱等の体調不良が認められる場合は、登校を見合わせていただきます。
- ② 家族に発熱等の体調不良が認められる場合は、児童生徒本人に体調不良がなくても登校を見合わせていただきます。
- ③ 登校後、児童生徒に発熱等の体調不良が起きた場合は、速やかに早退させますので、御家庭でのお迎えをお願いすることになります。

6 家庭でのオンライン授業について

オンライン授業についても、児童生徒の学びを止めないように準備しています。

各学校の状況や児童生徒の学年に応じ、8月30日（月）以降のオンライン授業の内容や参加方法について決定していきます。

7 その他

今後の感染状況に応じて、学校における活動に変更の可能性がありますので御承知おきください。